障がいのあるお子さんへの支援

1 手帳について

健康福祉課
85-0713

身体障害者手帳

●内容

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳は、障がいの程度により、1級から6級までに区分されます。

●対象者

身体障害者等級表に掲げる視覚、聴覚・平衡・音声・言語またはそしゃく、上肢、下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある者

●お持ちいただくもの

手続き		必要な場合	写真	診断書	手帳
交付申請		初めて手帳を受け取る時	○	○	―
再交付申請	程度変更	障がいの程度が変わったとき	○	○	○
	障害追加	他の障がいが加わったとき	○	○	○
	再認定	再認定（診断）通知を受けたとき	△	○	○
	紛失	手帳をなくしたとき	○	―	―
	破損	手帳を破損したとき	○	―	○
	写真貼替	写真を貼り替えるとき	○	―	○
届出	居住地変更	住所が変わったとき	―	―	○
	指名変更	名前が変わったとき	―	―	○
	返還	死亡、障害者手帳の程度に該当しなくなったとき	―	―	○

凡例　○：必ずお持ちください。　△：後日必要になる場合があります。

写真について

タテ4cm×ヨコ3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後半年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）デジタルカメラで撮影し、プリンタで印刷した品質の粗悪なもの及び、ポラロイドカメラで撮影したものは受け付けられません。

診断書について

障がい別の所定の身体障害診断書・意見書（申請前2ヶ月以内に診断を受けたもの）が必要になります。県が指定した医師以外によるものは無効です。

※村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町役場へ、住民票の届けとは別に、福祉担当課へ住居変更の届出をしてください。

注意事項

●再認定について

身体障害者手帳の障がい程度が、成長、進行性の病変または更生医療の適用等により変化が予想される場合は、再認定を行い、障がいの現状を判断する必要があります。再認定対象者には、手帳交付時に通知いたします。再認定は、身体障害者手帳の申請をされたのと同様に、身体障害者福祉法第15条の規定に基づき医師の診断を受け、身体障害者診断書・意見書を提出していただくことになります。

療育手帳

健康福祉課
85-0713

●内容

療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、子の手帳を見せる事により様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。手帳は障がいの程度により、A1、A2、B1、B2に区分されます。

●対象者

児童相談所で知的障がいと判定された方

●お持ちいただくもの

手続き		必要な場合	写真	手帳
交付申請		初めて手帳を受け取る時	○	―
転入届		他都道府県、他市町村から転入した時	―	○
※再認定		次の判定年月日の約２ヶ月前になった時	○	○
再交付申請	紛失	手帳をなくしたとき	○	―
	破損	手帳を破損したとき	○	○
記載事項変更届	住所変更	本人または保護者の住所が変わったとき	―	○
	氏名変更	本人または保護者の住所が変わったとき	―	○
	その他	身体障害者手帳の交付状況等が変わったとき	―	○
返還届	死亡	本人がなくなったとき	―	○

凡例　○：必ずお持ちください。
※再判定の時は、児童相談所へ、手帳所持者が予約をし、再判定を受けてください。（申請の必要はありません。）

写真について

タテ4cm×ヨコ3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後3か月以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）デジタルカメラで撮影し、プリンタで印刷した品質の粗悪なもの及び、ポラロイドカメラで撮影したものは受け付けられません。

注意事項

※村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町役場へ、住民票の届けとは別に、福祉担当課へ住居変更の届出をしてください。

松本児童相談所
松本市波田 9986
0263-91-3370

精神障害者保健福祉手帳

健康福祉課
85-0713

●内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳は、障がいの程度により、1級から3級までに区分されます。

●対象者

精神疾患を有する者（知的障がいを除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者。

●お持ちいただくもの

手続き	必要な場合	申請書※1	写真	添付書類※2	手帳
新規交付申請	初めて手帳を受けるとき	○	○	○	―
更　　新	有効期限がきれたとき	○	△※2	○	○
程度更新	障がいの程度が変わっとき	○	○	○	―
紛　　失	手帳なくしたとき	―	○	―	―
破　　損	手帳を破損したとき	―	―	―	○
居住地変更	住所が変わったとき	―	―	―	○
氏名変更	名前が変わったとき	―	―	―	○
返　　還	死亡したとき	―	―	―	○

凡例　○：必ずお持ちください。
※１…申請書は健康福祉課にあります。
※２…添付書類は（ア・イのいずれか）
　　ア：医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
　　イ：障害者年金関係書類（精神障がいを事由とする）及び同意書
　　【関係書類の例】年金証書の写し、裁定通知書の写し、直近振込通知書の写し
※３…現在も受けている手帳（写真付）で５回目の更新時には必要です。
　　旧制度の手帳を更新する場合も必要です。

写真について

タテ4cm×ヨコ3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）デジタルカメラで撮影し、プリンタで印刷した品質の粗悪なもの及び、ポラロイドカメラで撮影したものは受け付けられません。

注意事項

・初診日から6ヶ月以上経過している方
・精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。
　（有効期限のおおむね3ヶ月前から更新手続きができます。）
・申請をしてから手帳の交付までには2ヶ月程度かかります。

※村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町役場へ、
住民票の届けとは別に、福祉担当課へ住居変更の届出をしてください。

2 各種手当・共済など

健康福祉課
85-0713

特別児童扶養手当

●対象者

重度もしくは中度の身体障がいまたは知的障がい、精神障がいがある20歳未満の在宅の児童を監護している者。

身体障がい	身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部程度 （内部障がいについては、日常生活が著しい制限を受ける程度のもの）
知的障がい	療育手帳A1、A2、B1程度
精神障がい	上記の身体障がい、知的障がいに準ずる程度のもの （日常生活が著しい制限を受けるもの）

●内容

・支給額（月額）…1級：53,700円　2級：35,760円
　※支給額は、年によって変動する場合があります。
・支給方法…口座振替
・支給時期…年3回（4月、8月、11月期（4月・8月・11月の10日））

●お持ちいただくもの

・認定請求書　・戸籍謄本　・認定診断書　・日常生活の状況について
・身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
・マイナンバーカード又は通知カード（保護者及び児童）
・印鑑　・振込先口座申出書　・保護者（受給者）名義の預金通帳
・保護者（受給者）が対象児童と別居している場合は、別居監護申立書

●申請時期…随時

注意事項

・障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。施設入所児は除きます。所得制限があります。
・村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください

障害児福祉手当

健康福祉課
85-0713

●対象者

村内に住所がある20歳未満の児童で、身体障害者手帳1級及び2級の一部並びに、療育手帳の一部に該当する者

●内容

支給額（月額）…15,220円（※支給額は、年によって変動する場合があります。）
支給方法…口座振替
支給時期…年4回（5月、8月、11月、2月）

●**お持ちいただくもの**

・認定請求書　　・戸籍謄本　　・認定診断書
・身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
・マイナンバーカード又は通知カード（保護者及び児童）　　・印鑑
・本人（対象児童）名義の預金通帳
（ゆうちょ銀行は振込専用の口座登録が必要です）
・所得状況届

●申請時期…随時

注意事項

施設入所児は除きます。所得制限があります。障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。

障害者扶養共済

●**対象者**

障がいのある方（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2及び精神障害者保健福祉手帳1～3級程度の永続的障がいを有する者）を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）で、次のすべての要件を満たしている者

・村内に住所があること
・加入時（口数を追加される場合は、口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
※健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

●**内容**

障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を払い込み、加入者がお亡くなりになった、または著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた障がいのある方に月額一口20,000円の年金を支給します。

1人の障がいのある方につき二口まで加入できます。

加入者は、1人の障がいのある方に対して1人です。2人以上で同一の障がいある方の加入者になることはできません。

●**掛金について**

１．掛金月額

掛金の月額は、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。（9,300円～23,300円）

※掛金は改定される場合があります。

２．掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して、掛金の減免を行っています。詳しくは健康福祉課までお問合せください。

弔慰金の支給について

健康福祉課
85-0713

加入期間が1年以上で、障がいのある方が加入者より先にお亡くなりになられた時は、加入者に対し加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。

1～5年未満…… 50,000円
5～20年未満……125,000円
20年以上……250,000円

※制度の見直し等により、弔慰金の額が改定される場合があります。

●お持ちいただくもの

・印鑑
・障がいの程度を証明する書類（手帳）など

注意事項

各種手続きにより必要書類は異なりますので、健康福祉課までお問い合わせください。

3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス

障がい児支援サービス

障がい児支援サービスは、通所などにより障がい特性に合わせた専門的な支援を提供するものです。

サービス名	内容
児童発達支援	通所などにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを行うものです。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

障がい児支援サービス利用の手続き

障がい児支援サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになります。

①相談・情報収取	**相談場所**	●子育て支援課　●健康福祉課 ●サービス提供事業所　●相談支援事業
②支給申請	**申請窓口**	●健康福祉課
	提出書類	●支給申請書　●同意書 ●障害児相談支援支給申請書 ●障害児相談支援依頼（変更）届出
③聴き取り	障がいや生活の状況について聴き取りを行います。	
④サービス利用意向の聞き取り	相談支援事業所により聞き取りを行い、利用したいサービス等を含んだサービス利用計画案を役場に提出してもらいます。	
⑤支給決定	サービス利用計画案生活状況等を勘案し、障がい児支援サービスの支給量と利用者負担額の上限月額を決定します。	
⑥受給者証の発行	支給決定した内容を受給証に記載して利用者に交付します。	
⑦利用の申し込みと契約	交付された受給者証を指定サービス事業者に提示して、サービス内容を確認し、利用者に関する契約を結びます。	
⑧サービス利用	利用者が契約したサービス事業者からサービス提供を受けます。	
⑨利用者負担額の支払	サービスを利用した場合は、利用者負担額を事業者に直接払います。事業者は提供したサービスについての給付費（利用者負担額を除く）を村役場に請求します。	

障がい児の利用者負担

●障がい児支援サービスの定率負担は、原則1割ですが、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

令和5年4月現在

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	村民税非課税世帯		0円
一般１	市民村民税課税世帯 (所得割28万(注)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般２	上記以外		37,200円

(注)収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。
※就学前の満3歳になって初めての4月1日から3年間は無償化となります。

●利用できるサービス提供事業者

利用可能なサービス提供事業者は大北地域に数か所あります。詳細については、健康福祉課までお問い合わせください。

4 各種障がい福祉サービス

健康福祉課
85-0713

自立支援医療（育成医療）

●対象者
18歳未満の児童

●内容
障がい部位に対する手術等により、障がいを軽減し、日常生活の便宜を図るための医療の給付を行います。利用にあたっては、医療を開始する前に必ず申請を行ってください。また、身体障害者手帳を所持していなくても対象となります。

注意事項

診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、あらかじめご相談ください。
原則として費用の1割の自己負担と所得に応じた上限額の設定があります。

●お持ちいただくもの
・支給申請書
・印鑑
・育成医療意見書
（指定医療機関の医師によるもの）
・税務情報閲覧に関する同意書
・健康保険証（写し）
・マイナンバーカード又は通知カード
（受給者と同一保健の加入者全員分）
・特定疾病療養受給者証（該当者のみ）

日中一時支援事業

健康福祉課
85-0713

●対象者
常時介護を必要とする障がい児・者等

●内容
介護者の必要に応じ、白馬村に登録した介護事業所等において障がい児・者の日中活動の場所を一時的に提供することにより、介護者の就労支援、一時的な休息を図ります。利用者の身体状況等により1ヶ月の利用限度時間が設定されます。

●利用料
食費・光熱水費等実費については直接事業所にお支払いいただきます。村にお支払いいただく利用料はありません。

●お持ちいただくもの
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
・手帳等をお持ちでない場合は介護を必要とする証明書
（医師の診断書、児童相談所の判定書等）
・印鑑

注意事項

・年度ごとに申請が必要になります。
・白馬村に登録した支援事業所でのみサービスの利用が可能ですので、事前に健康福祉課までお問い合わせください。（個人介護者も登録できます。）

5 発達上の心配や障がいのある児童・生徒の就学

子育て支援課
85-8101

「どんな学校や学級があるの？」「わが子に合ったサポートが受けられるのかしら」「どこに相談をすればいいんだろう」など、わからないことや不安な点が多くあると思います。お子さんのこれからの成長を願って、一人一人に最もふさわしい教育環境や支援のあり方を共に考え、決定していきます。

●特別支援教育

わかりやすく言い換えると、「それぞれのこどもの障がいや特性に応じて、具体的な指導や支援を行うことで、苦手なことを補い、本来持っている能力を伸ばすための教育」となります。

例えば……

・専門性のある教員や支援員といった人的な配置
・落ち着いて学習できる環境の整備
・わかりやすい教材の工夫
・不安感を和らげるような声掛け
・相談体制や場所の確保　など

●就学相談

子育て支援課の相談員がお子さんの参観、保護者との懇談を行います。早い時期から準備が大切とされていますので、年中児の時から相談を始めています。より良い就学についての相談の他、日頃の子育ての悩みもお聞きします。

●学校見学・体験

特別支援学校（養護学校）、村内への小学校への見学や体験をお勧めしています。学校公開日以外にも、個別に申し込むことが可能です。実際に説明を聞くことで、疑問点が解決したり、不安の軽減につながります。

●就学先の決定

お子さんの障がいの様子やご家庭の希望、専門家の意見、学校や地域の状況などを総合的に勘案し、教育委員会に設置された教育支援委員会の助言及び判断を経て、最も適した就学先を決定します。特別支援学校に就学される場合は、12月末までに県教育委員会に通知しなくてはならないために、スケジュールに余裕を持って準備を進めます。

近隣の特別支援学校

子育て支援課
85-8101

学校名	所在地	電話番号	種別
安曇養護学校	399-8602 北安曇郡池田町会染6113-2	TEL 0261-62-4920 FAX 0261-61-1019	
花田養護学校	393-0093 諏訪郡下諏訪町社花田6525-1	TEL 0266-28-3033 FAX 0266-26-1000	肢体不自由
松本盲学校	390-0802 松本市旭2-11-66	TEL 0263-32-1815 FAX 0263-36-9505	視覚障がい
松本ろう学校	399-0021 松本市大字寿豊丘820	TEL 0263-58-3094 FAX 0263-85-1411	聴覚障がい

小中学校の特別支援学級・通級指導教室

●特別支援学級

通常の学級における指導だけでは、十分に効果を上げることが難しいお子さんのために編成された少人数の学級です。村内小中学校の設置状況は、「知的障がい」が３校、「自閉症・情緒障がい学級」が3校です。

●通級指導教室

学級での学習におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とするお子さんを対象に、教育的な支援を行う教室です。お子さんのニーズに応じて、週1時間から週8時間以内で通級し、学びます。

教室名	対象となるお子さん	設置学校
学びの教室	自分の気持ちや願いを伝えること、人から伝えられたことを理解することが苦手。 頑張る気持ちはあるのに、読む、書く、計算することが苦手。授業に集中できず離席してしまう。お友だちとのトラブルが多い。等	白馬 北小学校
ことばの教室	言語障がい 話し方に特徴がある。コミュニケーションがとりにくい。 ことばの発達が心配。	大町 西小学校

6 障がいについての相談・情報提供窓口

健康福祉課
85-0713

(1)障がい福祉についての総合的なご相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
村健康福祉課	399-9393	白馬村大字北城7025	85-0713	72-7001
大町健康福祉事務所 福祉課	398-8602	大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	23-6508	23-6509

●障害者総合支援センター

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、下記の専門職員が、面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、職業に関する相談、その他の生活全般に関する相談支援を行います。

【専門職員の種類と業務概要】

・療育コーディネーター：
　障がい児の療育相談、福祉サービスの利用援助や調整等
・身体障害者生活支援コーディネーター：
　身体障がい者の福祉サービスの利用援助や調整等
・知的障害者生活支援コーディネーター：
　知的障がい者の福祉サービスの利用援助や調整等
・精神障害者生活支援コーディネーター：
　精神障がい者の福祉サービスの利用援助や調整等
・生活支援ワーカー：
　電話や訪問等により、地域で暮らす障がい者の生活全般の相談支援
・就業支援ワーカー：
　家庭や職場を訪問し、就職や職業定着支援に関する相談支援

名称	〒	所在地	電話	FAX
大北圏域障害者 総合支援センター 「スクラム・ネット」	398-8602	大町市大町1129 大町市総合福祉センター内	26-3855	26-3856

(2)18歳未満の児童についての総合的な相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
松本児童相談所	390-1401	松本市波田9986	0263-91-3370	0263-92-1550

※児童虐待・DV24時間ホットライン　児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス= 配偶者間暴力）に関する通告・通報及び相談を、365日24時間、電話にて受け付けています。

(3)保健・医療についての総合的なご相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	398-8602	大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	26-6526	26-2266
長野県精神保健福祉 センター	381-8577	長野市下駒沢618-1	026-266-0280	026-266-0502

(4)高次脳機能障害についてのご相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
県立総合リハビリテーションセンター	381-8577	長野市大字下駒沢618-1	026-296-3953	026-296-3943

高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。

注意力の低下、新しい事が覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また外見上での判断は難しいため、周囲の理解が得られにくいです。

(5)就労・雇用についてのご相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
ハロワーク大町（大町公共職業安定所）	398-0002	大町市大町2715-4	22-0340	22-7714
生活就労支援センターまいさぽ大町	398-0002	大町市大町1129大町市総合福祉センター２F	22-7083	26-3856

●ハローワーク大町では、心身障がい者を対象とした短期間雇用（原則3ヶ月）を通して、常用雇用移行へのきっかけ支援を行うトライアル雇用を行っております。詳細はハローワーク大町までお問い合わせください。

●障害福祉サービスの中の就労移行支援・就労継続支援について、一般企業への就職が困難な障がいのある方に就労機会を提供するとともに、就労に対する知識と能力の向上に必要な訓練を提供する事業です。

・就労移行支援

企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上や実習を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の方に対して、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを行います。

・就労継続支援A 型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業などに就労することが困難と判断された障がい者に、雇用契約に基づく就労機会を提供します。

・就労継続支援B 型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業に就労すること、雇用契約に基づく就労が困難と判断された障がい者に対して、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練を支援します。